

事 務 連 絡
平成28年3月10日

一般社団法人 日本看護系大学協議会 ご担当者 様

関東信越厚生局健康福祉部
医 事 課 長

看護師の特定行為研修に係る説明会の開催について

平素より、看護行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護師の特定行為に係る研修制度」については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されました。また、特定行為研修を行う指定研修機関において研修が実施されています。

つきましては、指定研修機関において特定行為研修の企画立案及び実施の管理を行っている研修責任者及び特定行為研修を修了し医療現場で活躍している看護師を講師にお招きし、医療現場における本制度の理解を深めるための説明会を開催いたしますので、ご了解いただきますとともに、貴会管下会員等への周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日時、場所

平成28年4月22日（金） 14時00分 ～ 16時30分
さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂
（埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1）

2. 目的

医療関係者等の特定行為研修に関する理解を深め、特定行為研修制度の円滑な施行及び特定行為研修を修了した看護師の医療現場での活躍の推進を図る

3. 主催

厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課

4. 対象

関東信越厚生局管内の医療機関等に所属する医療関係者等

5. スケジュール

時 間	内 容
14:00 ～14:05	開会 (挨拶：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部長)
14:05 ～14:45	看護師の特定行為研修の概要 (説明者：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課看護指導官)
14:45 ～16:15	看護師の特定行為研修の実際 ① — 指定研修機関における研修の実際 — (講師：自治医科大学看護師特定行為研修センター兼看護学部 教授 村上礼子) 看護師の特定行為研修の実際 ② — 特定行為研修の研修修了者の活躍 — 〔講師：稲城市立病院看護部 統括看護科長 山村若菜〕 〔 埼玉医科大学総合医療センター 小児特定看護師 小泉恵子 〕
16:15 ～16:25	質疑応答
16:25 ～16:30	閉会 (挨拶：厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部医事課長)

6. 定員

150名程度

7. 参加申込み方法

説明会への参加を希望される場合は、必要事項を記入した参加申込用紙を添付の上、平成28年4月15日(金)までに、次の参加申込み専用メールアドレスへお申し込みください。

※ 申し込みが定員数に満たした時点で締め切りとなります。

参加申し込み専用メールアドレス：tokutei-kantou@mhlw.go.jp

<問い合わせ先>

関東信越厚生局 健康福祉部 医事課

担当： 横澤

TEL：048-740-0758

FAX：048-601-1333

本用紙は、関東信越厚生局公式ホームページ
(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/kangoshitokuteikouikensyuu-setumeikai.html>)からも
ダウンロードできます。

看護師の特定行為研修に係る説明会 (参加申込用紙)

1. 説明会参加者

	都県	所属	職名	氏名	備考
1					
2					

2. ご担当者連絡先

	氏名	住所	電話番号

記入例

	都県	所属	職名	氏名	備考
1	埼玉県	〇〇病院	看護師	〇〇〇〇	
2	〃	〃	事務	●●●●	

